



国境を越える死刑： 世界死刑廃止デーに考える

さとう まい
佐藤 舞

●豪モナッシュ大学法学部准教授・同学部エレオスジャスティス研究所所長

死刑を廃止する国が確実に増えているのは、国際的な動向である。2023年だけでも、ザンビア共和国とガーナ共和国が死刑を廃止し、法律上または10年以上死刑執行をしていない事実上廃止国は146カ国に達した。しかし死刑廃止国が確実に増える中、2022年に処刑された人は中国を除いて少なくとも825人存在した。

国際法上、死刑は「最も重大な犯罪」に限定されるが、これに当てはまる犯罪は「故意の殺人」のみと解釈されている。法律上死刑を維持している国のうち、この基準に従っているのはジャマイカとセント・ビンセント・グレナディーン諸島の2カ国だけである。他の死刑存置国では、さまざまな犯罪に対して死刑が法律上認められている。薬物関連の犯罪や性犯罪に関しては、近年死刑執行が確認されている。さらに犯罪と認定されるべきでない行為、例えば姦通、同性間の性行為、冒涇や背教に対して死刑が適用可能な国も存在する。これらは、生きる権利に反するだけでなく、女性の権利、法の下での平等、信教の自由にも反する。ここ数年は、平和的な政治的抗議の権利を行使する者に死刑を科す傾向も強まっている。

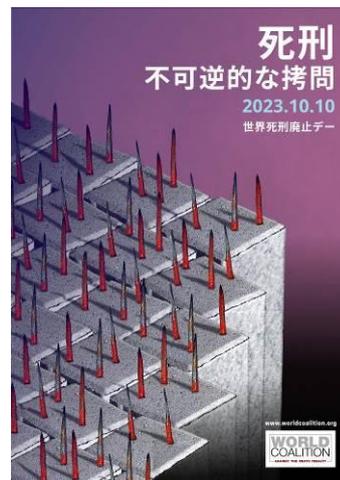
日本は現在、100人を超える死刑確定者の全員が殺人または強盗殺人の罪で死刑判決を受けているが、法律上は19種類の犯罪について死刑を規定している。その中には、1889年に定められた「決闘殺人」や、2009年に定められた「海賊行為致

死」が含まれる。死刑は、各国の刑事司法制度であるという見解は間違っていない。しかし、日本国民に適用される犯罪対処政策として死刑を捉えることは、死刑のごく一部にしか焦点を当てていない。これは、各国政府が死刑に関する国際法に批准しているかないか、という国際法の解釈や適用という意味だけでない。以下に述べるように、死刑存置は国境を越える問題である。

2023年4月にマレーシア政府は、強制死刑制度を廃止する法案を可決した。これまで、殺人や麻薬密売など11の罪で有罪となった場合、自動的に死刑が科せられていた。裁判所は今後も、死刑判決を言い渡すことが可能であるが、強制死刑制度の下、死刑を言い渡されていた者は、裁判所の裁量により死刑を別の刑に減刑することが可能になった。日本では、麻薬密売は死刑の対象にならないが、日本人がマレーシアで死刑になる可能性はある。実際に、マレーシアの強制死刑制度廃止に伴い、麻薬密売の罪で死刑判決を受けた日本人女性が減刑の対象になっている。逆に、日本で死刑確定者として生活する外国籍の死刑確定者も存在する。2021年に行われた死刑確定者に対するアンケート調査では、外国籍だと推定される死刑確定者から、母国語の本の購入ができなかったことを訴える内容が記述されていた。

上記の通り、日本法では麻薬密売は死刑の対象にならないが、日本政府が他国の麻薬犯罪に関す

世界死刑廃止デーのポスター
出典：特定非営利活動法人 CrimeInfo ホームページ



る死刑に間接的に関わっているという報告も出ている。日本は、2012年から2019年にかけて、イランにおける麻薬対策プロジェクトに数百万ドルの援助金を支出している。その中には、「麻薬対策警察の麻薬探知大部隊の輸送用特殊車両」などを警察に提供することが含まれており、イラン政府は少なくとも2021年に131人を麻薬犯罪で処刑している。

このように国境を超える死刑制度は、安全保障にも関わってくる問題である。日本とオーストラリア政府は、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を結び、2023年8月から発効された。この協定は、自衛隊とオーストラリア軍が共同訓練を行う際の武器の取り扱いや、刑事事件の裁判権などについて定めている。この協定を結ぶまでに7年以上かかった理由は、死刑廃止国であるオーストラリアと存置国である日本で、オーストラリア軍に対して日本の司法制度を適用するかという点だった。最終的には、オーストラリアの兵士が死刑適用を絶対的に免れる保証は与えられない形で協定が結ばれた。

この協定に関する政府間の交渉は、オーストラリア国内では批判的に報道された。なぜなら、オーストラリア国民にとって、オーストラリア人が海外で処刑されるのは理論的可能性だけでなく、

2015年にインドネシアにて実際に起きた出来事として記憶に刻まれているからだ。また、2015年の事件はオーストラリア連邦警察がインドネシア警察に情報提供したことが死刑判決に繋がっており、死刑廃止という立場を取りながらも自国民が他国で死刑執行されることにオーストラリア連邦警察が関与したとして非難された。このような経験から、2018年に豪政府は世界的死刑廃止を提唱する戦略を発表し、死刑存置国に廃止を呼びかけることを公約した。モナッシュ大学法学部に2020年に新設された私が所長を務めるエレオスジャスティス研究所も豪政府の助成を受けて設けられた。豪政府は、死刑廃止を呼びかける活動を全面的に強調することによって、国連人権理事会の理事国入りを果たしている。このような背景の中での日豪円滑協定締結における豪政府の妥協は、政府の死刑廃止運動の正当性や誠意に疑問を残す結果となった。

毎年10月10日は世界死刑廃止デーだが、死刑はいずれなくなる刑罰だろう。奴隷制度は今日でも人身売買などの形で存在しているが、もはや合法ではない。体罰も同じである。現在、私たちが野蛮だと捉えることが歴史上、実践され制度化されていた。死刑存置時代を振り返って、政府が人を殺すことが正当な刑罰であると考えられていたことに当惑する日はそう遠くないかもしれない。